

飲食店等に消火器の設置が義務付けられます

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模な火災を受けて消防法令の一部が改正され、対象となる飲食店等の規模や、消火器の設置基準が見直されました。そこで今回は、法令の改正内容等についてお知らせします。

消火器の設置・増設などの対応が必要で

消防法令の一部改正により、10月1日からは、原則として、火気設備・器具（左の囲みを参照）がある全ての飲食店等に消火器の設置が義務付けられます。

火気設備・器具とは
こんろやグリル、オーブンなどです（電磁誘導加熱式調理器（IH）や電気こんろなど電気を熱源とするものは除きます）。



消防職員の調査にご協力を

本市では、法令が改正される前から、火災予防条例により、厨房設備など「多量の火気を使用する場所」に消火器を設置することとしていました。しかし、今回の改正により、新たに消火器を増設するなどの対応が必要となる場合があります。

今回の消防法令改正に伴い、9月末までの間、対象となる飲食店等に消防職員が調査に伺っています。新たに消火器の設置が必要となるか、消火器の本数等が基準に適合しているかを確認しますので、ご理解とご協力をお願いします。



◆お問い合わせは、消防本部予防課

☎ 9181、FAX 9182 へどうぞ。

住宅用火災警報器の取り付けを支援します

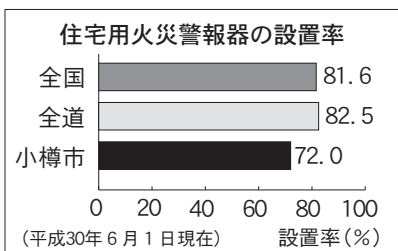
本市では、住宅用火災警報器の設置普及に努めていますが、その設置率は全国・全道平均と比べ、依然低い水準となっています（右の図を参照）。

住宅用火災警報器を購入したものの、天井や壁に取り付けられずにお困りの方はいませんか？

消防本部では、住宅用火災警報器を取り付けることが困難な方を対象に、取り付けの支援を行っています。支援を希望される方は、最寄りの消防署所（下の表を参照）にご連絡ください。

※取り付ける住宅用火災警報器はご自分でご用意ください。

◆詳細 消防本部予防課 ☎ 9181、FAX 9182



名称	住所	連絡先
消防署	勝納町10-1	☎ 9171
銭函支署	見晴町2-3	☎ 2851
オタモイ支署	オタモイ3丁目3-5	☎ 2801
蘭島支所	蘭島1丁目5-1	☎ 2161
朝里出張所	新光1丁目8-14	☎ 8104
花園出張所	花園2丁目12-1	☎ 4102
手宮出張所	稲穂5丁目3-9	☎ 0274
高島支所	高島1丁目8-6	☎ 2626